

島根県報道発表資料

[一覧へ戻る](#)

0112 原子力災害時の福祉タクシーによる緊急輸送に関する協定締結について

平成29年7月24日

原子力安全対策課

伊藤（原子力防災対策室長）

TEL：0852-22-5695

FAX：0852-22-5930

Mail：genshiryoku-

taisaku@pref.shimane.lg.jp

1. 協定締結の目的

- (1) 原子力災害時に、避難行動要支援者の避難手段となる福祉タクシー（車椅子仕様車両、ストレッチャー仕様車両）をタクシー事業者から確保するため、島根県、鳥取県と中国地方5県のタクシー協会等との間で協定を締結
- (2) 中国地方5県のタクシー協会の会員に、緊急輸送等の協力を求める際の必要事項を規定

2. 協定の主な項目

- (1) 緊急輸送等への協力
- (2) 協力要請の基準（被ばく線量限度の提示）
- (3) 協力要請する業務及び方法
- (4) 業務実施に伴う費用負担及び補償

3. 締結スケジュール

平成28年7月22日 中国ハイヤー・タクシー連合会総会において、協定締結を依頼
平成28年12月12日 中国ハイヤー・タクシー連合会事務局に対して協定書案を提示
平成29年6月23日 中国地方5県のタクシー協会理事会等において審議、了承
平成29年7月24日 協定締結

4. 協定書（写）

別添のとおり



[協定書（写）（275KByte）](#)

[一覧へ戻る](#)